

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成26年2月12日（水）午後3時から午後5時まで
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 栗原正史（さいたま地方裁判所第2刑事部部総括判事）

裁判官 大野洋（さいたま地方裁判所第2刑事部判事）

検察官 洲濱貴憲（さいたま地方検察庁公判部・検察官）

弁護士 浅見雅士（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 30代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 30代 女性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代 女性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 30代 男性（以下「5番」と略記）

（編集者注：裁判員経験者6番及び7番は、当日欠席のため欠番とした。）

議事要旨

別紙のとおり

司会者

どうも今日は寒い中おいでいただきましてありがとうございます。今日司会をさせていただきます栗原でございます。どうぞよろしく申し上げます。

大野裁判官

裁判官の大野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

浅見弁護士

弁護士の浅見でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

州濱検察官

検察官の州濱と申します。よろしくお願ひいたします。

司会者

今日はこのメンバーでお尋ねしますので、よろしくお願ひいたします。基本的には評議よりも審理がどうだったのかなということに重点を置いてお尋ねしたいと思っています。まず、我々は事前に争点整理というのをやっているんですけど、法廷に入っていくと、一体全体この事件はどんな点が争いになっていて、何を判断すればいいのかなというのはお分かりになられたでしょうか。2番の方、どんな事件でしたか。事件の内容を思い出されますか。

2番

逮捕監禁と強姦致傷です。

司会者

どんな点が争いだったのかなというの御記憶ありますか。どんな点を被告人が争っていて、どういう点を我々は審理しなきゃいけないのかなというの、理解できたでしょうか。

2番

訴えられたことに対して、被告人は全面的に否定して自分は無罪だというような形ではなかったような記憶があります。

司会者

ちょっと時間たっちゃって忘れちゃったのかもしれないんですけど、裁判をやっているときは、この事件は強姦でしたよね、そのときにいつ強姦の故意が発生したんだという話を争っていたんじゃないですか。

2番

はい。

司会者

最初に審理が始まる前に、そんなふうなことは分かるようになっていましたか。

2番

いきなりそこまでは分からなかったかなど。ちょっと記憶が曖昧なんですけど、いつそれが発生したかによってその方に責任能力があるかないかみたいな・・・。

司会者

そんなような話もあった。責任能力の話もあったみたいですね。いつ誰からどういうふうなことで分かるようになったんですかね。説明があつたりとか、記憶ないですか。

2番

審理を進めるにつれ、はっきりしてきて、最終的にはそこが重要なところだと。

司会者

重要なところなんだなというのは御理解いただいて、そういうことで評議をしているということになるわけですか。

2番

はい。

司会者

3番の方はいかがですか。これも強姦事件でしたかね。

3番

はい、そうです。

司会者

何が争いでというのは、どんな記憶ですかね。

3番

被告人が被害者女性を強姦したとき、首を絞めたのか、そういうものが実際そうだったのかというのを、病院の先生が来て、この傷は首を絞めた跡だったとか順序よく教えてくれました。

司会者

そうすると、できている傷害が何の傷害か、いつできた傷害なのかということが争われたんですか、そのあたりが強姦と関係あるとかないとか。

3番

そうです。被告人がその日どこどこでお酒を飲んで、だんだん酔っ払ってというか、アルコールが高くなったことによってエスカレートしてきてしまって、被告人は自分の記憶が余り定かじゃなくて、検事さんがいろいろ見ながら時間をちゃんと細かくやってきて、この時間だみたいな感じで、その日の事件の経緯が分かりました。

司会者

被告人は何を争っているかというのはどうですか。いつごろどうやって分かったのかなというのは。

3番

初めはそんなに・・・。

司会者

特に説明もなく。

3番

やっていたんですけど、私は余り理解力がなくて、日常ありそうなお話で、何でもここまで裁判になったのだらうと。女性の方もそういうお仕事をされていて、男性の方もいろいろあると思うので、別にこんな裁判しなくていいんじゃないかなという考え方でした。ほかの裁判員の方とか毎日聞いているうちに、いけないことはい

けないんだ、こういうことで裁判になるんだと。私も毎日毎日勉強したというか、ちゃんと白黒つけるというか、悪いことは悪いんだとか、そういう勉強をした記憶がすごく大きかったです。

司会者

そんな感じですか。ありがとうございます。4番の方と5番の方、同じ事件でしたけど、これはどんな事件だったですか。4番の方からどうぞ。

4番

おやし狩りで、被告人が罪を認めていたので、ただ執行猶予中だったというのがあって、実刑がどの程度なのかという感じで受けとめていたんですけど・・・。

司会者

特に何が争いというわけじゃなくて、最終的には事件については争いがなくて、問題は何年の刑にするかというあたりがこの事件の中心なんですね。

4番

はい。

司会者

1番の方、どんな事件だか御記憶ありますか。

1番

覚えています。覚醒剤の密輸の事件で、被告人の方がメキシコ人の外国の方で、運んだことに関しては、それについては認めているというか、争点の部分が、自分は首謀者ではなくて、あくまでも脅かされたんだというのをずっと言い続けていたんです。ただ、証拠とか話のつじつまとかを見ると、どう考えても、首謀者じゃないですけど、組織的な中の一員だろうという想定といたしますか、想像できたんですけども、いかんせん自分は、あと御両親とかも来られていて、向こうのマフィアはすごいんだよみたいな話とかありまして、結局最終的には量刑の重さがどうなるのかと。

司会者

中心はそっちなんですか。

1 番

はい。その被告人の方の前にも何人かそういう向こうから覚醒剤を運んだ人間がいて、ただそれは今回の事件とは当然関係なくてということで、事実はあったとしても、犯人が捕まっていますから、そういう意味で、3番目か4番目に来た方なんですけど、その人がたまたま捕まったということで、自分はそういう仕事はしてなくて、かたい仕事をしていて、たまたまマフィアに拉致されて、脅かされて、泣く泣くこっちに来たんだと、本人は弁論と申しますか言っているんですけども、本国のボスじゃないですけど、その首謀者とメールのやりとりとかの内容も全部出ているわけですよ。そうすると、どう見ても脅かされている雰囲気ではなくて仲間かなというようなところで、結局本人からは最後までそうじゃないんですということでしたから、通訳も入っているから、すごく時間がかかって、疲れはしたんですけども、結果として、これはどう見ても事実でしょうというか、中身は覚醒剤とは知らなかったけど、こっちに来て渡したのは事実というのが最終的には分かって、最後決定的にそこでというよりも、キロ数で量刑が決まるというのはいろいろ教えてもらいましたが、最終的に最初からこのぐらいの量刑にはなるんだろうなというのが終わってみれば分かっていたような事件だったのかなというふうには思います。

司会者

分かったというのは、誰が分かったんですか。

1 番

要するに、トータルで何キロという覚醒剤の運ばれたのが出ていますが、裁判長の方にも聞いたら、大体グラムで決まるというようなことが決められていて、弁護士の方はあくまでも、情状酌量じゃなくて、減刑を求めるような裁判のやり方だったんですよ。要するに、懲役何年になるか分からないですけども、それはもう仕方がないと。ただ、あくまでも脅かされているので、減刑じゃないですけど、量刑

を少なくというふうな、その争点になっちゃっているんで、事実は事実と。本人はあくまでも脅かされてと。ただ、先ほど言った証拠に挙がっているものでいうと、早く本国に帰りたいから、ニュアンス的にはもっと金よこせというようなメールのやりとりをしていて、これは首謀者じゃないにしても一味だよねという感じはありました。

司会者

どうもありがとうございました。

大野裁判官

大野と申します。よろしく申し上げます。今栗原裁判長からも御説明があったんですけど、裁判員の皆さんを迎えるに当たって、証拠とか審理をどうやって進めるかというのを整理して、来ていただいて、法廷に座っていただいて、順々に、最初に冒頭陳述とって、多分検察官が1枚きれいなA3みたいな紙をお配りになって、それで事件の説明をする。弁護人の方も、紙を配ったかどうか分かりませんが、弁護士としての主張はこういうことですよとって、次に証人が来たり、あるいは書類の中身を検察官が読んだりして事件を分かっていたら、最後被告人に話を聞いて、今度は論告弁論とって、検察官がこういう理由で刑を何年にしてくださいとか、有罪だとか、あるいは弁護人がこういう理由で無罪だと、あるいは刑を何年にしてくれと、こういうことを言って、最後評議に入って決めたと、こういう一つの流れだったと思うんです。最終的にももちろん皆さんいろいろ事件のことを御理解いただいて、議論を積み重ねていただいて判決に至ったと思うんですけど、理想としては、最初に1枚紙を検事あるいは弁護人が配ったときに、これからやる証拠調べ、要するに書類とか、あるいは証人とか、どういうためにやっているかとか、どういう位置づけでやるかということが最初の冒頭陳述で皆さんの頭に入った上で、なるほどこれからこういう証拠調べがあるんですねということで聞いていただく、あるいは見ていただくというのを我々は目指しているところなんです。ちょっとお伺いしたいのは、最初法廷に入られて、被告人が立って、裁判長が名前はどこか言っ

て聞きますよね。黙秘権がありますよとかいう話をして、どうですかとか言って、例えばここは違いますとか、あるいは認めますとか言ったと思うんです。検察官の紙、あるいは弁護人がここを見てください、ポイントを見てくださいと言って証拠調べが始まる前、その段階で、これからの証拠調べがどんなものかなとか、あるいはどんなことが争いになっているのかなとか、どの辺が対立軸なのかなということは分かりましたかね。

1 番

検察の方が出した A 3 の紙ですが、ほかの裁判員の方とも休憩時間とかに話したんですけど、すごくよくできていて、すごく分かりやすかったです。それと、私が担当したのは覚醒剤の密輸ということで、裁判長も裁判員の方が集まっての話の中で争点はこういうところになるんだろうという形で・・・。

大野裁判官

今聞きたかったのは、裁判長から事後に説明があったんですか。

1 番

一通り、こういう A 3 が出て、1 回目やりましたよね。休憩に入るじゃないですか。戻ったときにみんなですごくよくできているねというのは分かりました。

大野裁判官

そのよくできているねというのが、要するに紙として、見た目として、あるいはできばえというんですか、それはなかなかよく分かると。ただ、私がちょっと聞きたいのは、結局最後、裁判の終わりの方から振り返っていただいて、最初に、例えばこの証人尋問とか、あるいは被告人質問を聞くことの意味が後で裁判官に説明されて、例えばさっきおっしゃった、こういうのは覚醒剤の量で決まるんですよ。それは、裁判官の説明があって初めてなるほど分かったということなのか、あるいはその説明がなくても、法廷にいただけで、この事件ってこういう事件だとか、こういうふうに刑を決めればいいんだとか、そういうことが分かったかということを知りたいんですけど。

1 番

そういう意味でいけば、後の説明を聞いて分かったと、量刑の部分に関して。

大野裁判官

あと、この事件だと事実が争われたと思うんですけど、共謀ということが争われたんです。それが一部はあるけど、範囲がちょっと違うとか、あるいは中身が少し違うというような、その意味づけというんですか、そういったことについては最初に分かりましたか。

1 番

紙と言ったら変ですけど、図みたいなのはその被告の方の前の経緯に全部入っていたので、こういうことなのかというのは時系列的には全部分かって、それは非常に分かりやすかったと思いました。

司会者

今のと同じように、どうですか。2 番の方も、御自分でおやりになられた逮捕監禁、強姦致傷でしたか、今のと同じことをお尋ねしたいんですけど、最終的に分かっていたのはそうなんだけど、どの段階でそういうふうに分かっていたのかなど。冒頭陳述を見て、ああ、なるほどなど。弁護人の冒頭陳述を聞いて、この辺が争いなんだなというのが分かるようにできていたかどうかということなんですけど。

2 番

検察側から出された内容の文書というのがよくできていて、それを一読すれば大体時系列が分かって、事件の内容が分かって、量刑を軽くしたいということをこれから詰めていくんだろうなという大まかなことは感じ取りました。

大野裁判官

もう一点だけ聞きたいのは、今回 2 番の方が参加された強姦の行為の発生時期、要するにいつ強姦しようと思いましたかという時期が問題になっているということと、あるいは責任能力といって、この人が善悪の区別がついているとか、あるいは

行動を整理する能力があったかどうか、この2つが争点になっているというふうに後の資料で書いてあって、そこら辺の争点の位置づけというか、その意味ですね。最終的には、評議でいろいろ意見を尽くされて、あるいは裁判官に説明されて、判断されたと思うんですけど、それが審理の最初の段階で理解できたかどうかということちょっと聞きたいんです。時系列の中で、例えばここが強姦の発生時期だと検事が言っていて、あるいは弁護人はそうじゃなくてもっと遅いんだとか言っていて、その2つの主張の意味というか、何でこんなことが争いになっているのかなとか、あるいはそれについてどういうふうにこれから証拠を見ていったらいいのかなとかということが分かったかということちょっと聞きたいんですけど。

司会者

結束バンドって出ていたじゃないですか。あれの前なのか後なのかということに分かれたんじゃないですかね、強姦するつもりがいつできたのかと。

2番

そうです。そのような証拠です。

大野裁判官

最初はぼんやりというか、何となくこうかなと思ったけど、いろいろ議論を尽くしていったり、裁判官から休憩時間にいろいろ説明されたり、あるいは裁判員の人とみんなで話し合っって、最後になってなるほどって分かったか、あるいは最初からこの事件は、なるほどここが争点だねというふうにきれいに分かって審理を聞けたかどうか、印象論で結構なんですけど、どちらの御記憶ですかね。さっき1番の方は、裁判長からいろいろ説明があっって、分かった部分もあるということをおっしゃっていたんですけど、そういう部分というのはありましたか。

2番

補足説明もあって、その事件をやったときの責任能力とかということが問題になっていて、実際やったことを認めているんだったら何でそんなふうになるんだろうかと思っていたんですけど、お酒と睡眠導入剤みたいなものを飲んでいたので

ことがだんだん分かってきて、あそこが責任能力の分かれるところなのかなとか。

大野裁判官

それというのは、後の少し審理の時間がたってからということになるんですか。

2番

始まる前に、そこの1点だけに集中するという感じよりも、まずは事件の概要を確認しながらという感じだと思います。

司会者

同じように3番の方も。あの事件で、これも同じように争点としては、そういうことをしたことは間違いはないんだけど、もともと相手の方と合意があったんだよということなんじゃないですか。そういうことを言っていたんじゃないんですか。

3番

そうです。

司会者

そうすると、何が一番裁判員の方に判断してもらいたいかということ、合意があったかどうかだということになりますよね。そこらあたりというのは、誰から説明を受けて分かったのかなというのが知りたいんです。当初検事の冒頭陳述を聞いているときに、そこが争いなんだというのは分かって聞いていたのか、それとも事件がどんどん進んでいって、聞いていれば分かるように、裁判所が説明してくれたと、こういう感じなのかなと。

3番

初めの検事さんの方で分かったんですけど・・・。

司会者

説明がちゃんと書いてあるわけですね。

3番

でも、私はみんなとちょっと違って、確かに裁判の内容だったんですけど、合意があったと。それよりも、被害者の女性が被告人にこの言葉を言われてちょっとか

ちんとして、今回の裁判があったんじゃないかと。

司会者

そういう視点でも見ていたと。

3番

でも、結局はそうじゃなかったんですけども、この言葉も多分あったんだろうなという感じで、でも大体は分かりました。

司会者

1番の方、2番の方も全体的に感じるのは、最初はとにかくいろいろ考えないでよく聞いてくださいというような説明があるのかな。争点とかなんとかというよりも、事件をよく見てくださいという感じですかね。

3番

はい。

大野裁判官

ポイントはここだという何かないんですか。

3番

それはなかったです。

大野裁判官

ポイントは後で分かるという感じなんですかね。

3番

私はそうでした。

司会者

それはどうですか。端的に聞きますけど、ポイントは後で分かる感じ。

1番

後でというか、途中なんですけど、当たり前なんですけど、裁判って初めての経験ですし、どうなるのかなというのと、それともう一つは、先ほど言いましたけど、通訳が間に入るので、最初はすごく頭が疲れました。日本語でしゃべって、それか

らまたと。最初のお互いの検事さんと弁護士さんのというのはいいんですけど、被告人の方が入ると、最初は頭が本当に疲れました。

司会者

それを整理するだけで大変ですよ。どうですか、2番の方は。要するに、そういうのがどこらあたりで分かるのかというのは。何でもこういうことをお尋ねしているかということ、ここが争いだということが分かっていると、その次に証拠を調べるときに、その証拠というのはこのことを言っているんだというのが分かるんじゃないかなと思って聞いているんですよ。例えば合意をしていたんじゃないかとかなんとかということが争いだとすれば、合意があったかどうかは誰に聞けばいいんだという話になりますよね。それで、被害者に聞いていくとか、そんな話になっていくわけですよ。被害者にはその点を聞くというふうに絞って聞けると思うんですけど、そういうふうな意識があったかどうかというところをお尋ねしているわけですよ。どうですか、2番の方。そういう話を意識したか。

2番

裁判長の方から説明はあったと思うんですけど、裁判の全体的な雰囲気を感じながらなので、その1点だけに集中してというよりも、被告人の方の言うこととか検察官の言うこととか、そういうことに全体的な話を聞く気持ちで臨んでいる感じだったので、その1点だけという感じではなかったかなと思います。

大野裁判官

量刑だと、例えばもう事実については争いがなくて、刑をどういうふうに決めるかということ、それはもう明らかなんですよ。そうすると、どの辺をポイントに例えば検事は考えていますとか、あるいは弁護人はどこを裁判員の人に見てもらいたいとかということは、証拠を調べる、要するに書類を見たり、あるいは被告人の話を聞いたりする前に分かりましたかね。あるいは、評議で初めて裁判官からこの辺に着目するんですよとか言われて、なるほどそういうものですかという形で、たしかそう言っていましたねという振り返りをしていったのか、どんな感じで裁判

を見ていらっしやったかなと思って。

5番

最初に検察の方から紙をいただいて、弁護人の方からもいただいて、そのときに弁護人の方が、この裁判は量刑を決める裁判ですと言われたので、そういう裁判なんだなと。最初ここに選ばれたときに、こういう事件ですというふうに聞いたときに、裁判員裁判でやることなのかなって正直思ったんですよ。正直なところ、初めての裁判だったので。ただ、裁判官の方がとても優秀な方で、すごく和んだ中で、そんなかたくならなくていいよと。弁護人の方の量刑を決めてくださいというので争点は分かりました。

大野裁判官

検察官の最初のペーパーを見たときというのは、今まさにおっしやったように、何でこんな事件を裁判でやるのかなということを思いつつ聞いていたということになるんですかね、何をこれから判断するのかなと。

4番

刑をどのくらいというのも全くわからない状態に入るじゃないですか。漠然とこのくらいかなというふうな頭でいるわけですよ。それを弁護人の方が量刑を決めてくださいというので、仮に10年だとしたら、10年が9年になってくる裁判なのか、10年を11年にする裁判なのかというのを判断する裁判なんだなと思いつつ聞いていました。

大野裁判官

逆に言うと、裁判官が和んだ雰囲気をつくらなくて、例えばただ単に今皆さんも審理を見ていらっしやって分かったと思いますけどという形で評議を仮に進められたら評議できなかったということになりますかね。

5番

雰囲気ってすごく大事だと思うんです。結構緊張した状態でここで選ばれて、明日から来てくださいみたいな雰囲気じゃないですか。その中で、裁判ってこういう

感じなんだなという気楽な感じでいけたのは、裁判官の方の雰囲気だったと思います。

大野裁判官

その雰囲気づくりプラス、例えば刑というのはこういうふうに決めていくんだとか、あるいはこういう点に弁護人がこう言っているから着目するんだとか、そういったことというのは法廷の情報だけで判断できたか、あるいは何人かの方がおっしゃっていましたが、裁判官から説明があって初めてなるほどこういうものかと腑に落ちて、腹に落ちて、情報として、あるいは頭の理解として、認識として、裁判官の説明がないとなかなか充実した評議をするのは難しかったというイメージですか。それとも、それがなくても、雰囲気さえつくってくれば、当事者の主張、立証を法廷で聞いていれば意見を十分言えたよという認識か。どちらですかね。

5 番

難しいところです。

大野裁判官

率直な意見を言っていたら。裁判官の説明があって初めて分かった、なるほどということがあったかどうかということです。

5 番

ありました。刑の幅も全く分からなかったので、皆さん一緒に考えているときに大体このぐらいだよねと。裁判官の方がいないときに、このぐらいは欲しいよねみたいな感じだったんですけど、量刑検索システムを見るじゃないですか。見たときに、思いのほか少なかったんですよ。少なくて、何でこのぐらいの刑なんですかと聞くと、こういう刑の場合はおおよそこのぐらいだという形だったので。

大野裁判官

検察官は求刑と言っていたと思うんですよ。最後に評議に入る前に、論告と言って、この事件はこういう事件でしたねと。こういう点が悪いので、懲役何年にしてくださいとかって言ったと思うんですけど、それを聞いてもぼかんという感じだった

たということですかね。要するに何でこの数字なのと。例えば8年だか9年だか分からないけど、どうしてこの数字が導かれたのかというのは。

5番

量刑検索システムも見て、みんなと話し合っただけで、何となく納得しました、そうかなど。その量刑を見なかったら多分。

大野裁判官

審理の中身というのは分かりましたかね、聞いていて。例えば何でこの人にこんなことを聞いているのかなとか、共犯者を呼んだんですかね。共犯者に、この事件はどうして起きたのか、どういうふうに連絡とり合ったのか、どういうふうに決めたのかということを検察官とか弁護人が言ったと思うんですけど、何のために聞いているんだろうということは分かりましたかね。あるいは、情報が細か過ぎちゃって分からなかったとか、何でもいいです。

5番

大体、参考人というか、共犯者の人が来たのは分かったんですけど、内容なのか分からないんですけど、もう一人共犯の人がいたんですけど、その人の話が聞けなかったの。

大野裁判官

聞きたかったですか。

5番

聞きたかったです。

大野裁判官

どの辺を聞きたかったですか。どの辺が消化不良でしたか。

5番

話を聞いている限りでは、共犯者の方と被告人の方の全てが、いなかった方、話をしなかった方が全部悪いみたいに聞こえたので、本人の話も聞きたかったということです。

司会者

いわゆる本当の主犯格がよく知っているけども、理由があって来られないという話でしたよね。

4 番

同じような感じなんですけど、証人というか、共犯の方が来たんですけど、今まで言っていたことが覆るじゃないですけど、言っていることが違うなど。もう一人の方も呼んでくれればまた話が変わってくるのかなというのもあったので、話が聞きたいなというのがありました。

大野裁判官

その呼ばなかった人というのは、調書はあったんじゃないですか、書類は。

4 番

書類はあるんですけど。

大野裁判官

あるけど、本人に直接話を聞いたかったということになりますかね。

4 番

ほかの話でも、その場で聞いている話とまたちょっと違っていたりしたので、なら本人に聞いたほうがいいんじゃないかと。

大野裁判官

紙でこういうふうにしゃべっていましたよというよりも、直接本人から話を聞いたかったと。

4 番

来ていただいた方が言っていた話というのが調書であったんですけど、実際本人が来ると違うことをしゃべっていた。微妙に違うと。だから、もう一人の方もちゃんと話を聞いたほうがいいのかなど。

大野裁判官

両方とも調書はあったけど、1人話したら、調書と違うことを言ったから・・・。

4番

全然違うんじゃないんですけど、微妙に・・・。

大野裁判官

微妙に違うことを言ったから、もう一人の方もきちんと話を聞いたほうがいいんじゃないかと思われたということですか。

4番

はい。

司会者

3番の方、証人はいましたか。

3番

はい。

司会者

その証人には・・・。

大野裁判官

被害者じゃないですか。

司会者

被害者だけだった。

3番

被害者だけです。

司会者

被害者の話を聞くときに、この人には何を着目して聞けばいいかなということは説明があったり、もしくは自分で何かで分かっていたとかというのはありますか。それとも、ああ、被害者なんだと聞いていたのか。この人には何を聞くんだという説明があったりなんかしましたか。さっき言った争点との関係で、この人には何を聞くんだらうというのは。

3番

分かっていました。

司会者

それは、誰から説明を受けたんですか。それとも、それまでの冒頭陳述とか。

3番

紙と、検事さんから。あと、休憩のときに、ある程度のポイントというか、みんなでお話ししているときに裁判長が何かうまいこと、柱を立ててくれるじゃないですけど、ここをこうだよと。大まかに、ここを聞けとか、ここは大事だと言うわけじゃなくて、うまくこの辺がポイントですよみたいな感じで言ってくださったので・・・。

司会者

そういう面で聞いているとよく分かると。

3番

はい。

大野裁判官

それは、証人尋問の前にそういう裁判長からの何かうまく説明していただいたというのがあったんですか。

3番

前です。これから聞く前の休憩のときに、今度は来るからと。

大野裁判官

仮にそれがなかったら、前でも後でもいいんですけど、どこがポイントかってお分かりになりましたかね。

3番

何か最後、弁護士さんがいろいろ聞いたときに、マネキンとか持ってきてやったときに、ここを言っているんだとか・・・。

大野裁判官

弁護人が聞き出したらやっと分かったということになるわけですか。

3番

その前にも分かったんですけど、そこはそんなに重要なことだったのかなど。確かにそうだったんでしょうけど。

大野裁判官

2番の方は、誰が証人だったんですか。被害者ですか。お医者さんですか。

2番

被害者の方と恋人の方、あと警察官の方です。

司会者

そのような証人に話を聞くときに、この人は何をしゃべってくれるのかなど。自分はこの人の話を聞いて何を決めればいいのかというのには分かりましたかね、聞く前にそういうことを分かって聞いていたのかどうかというのはどうですか。そういうことをちゃんと当事者が説明していたのかどうかを知りたいんですよ。検察官が分かるように説明した上でやっていたかどうかという御記憶をお尋ねしています。

2番

訴えを起こしている人がいて、被害者なんだろうなというのは漠然とあったんですけど、それを確証に変えるために被害者の方の話を聞くとか、そういう気持ちで臨んだつもりです。

司会者

お医者さんなんかはどうですか。

2番

そこで睡眠導入剤を飲むとどうなるんだという論点ははっきりしたので。

司会者

責任能力を争っているし、そこを聞くんだなということで聞いていると。

2番

その時点ではもうはっきり分かっていました。

司会者

お医者さんは分かりやすいですかね。

2番

はい。

大野裁判官

その時点で分かったというのは、どなたかから説明があったんですか。

2番

お医者さんの証人尋問の前には、説明を受けたかどうかははっきりしないんですけど、そこに重点を置いて聞こうというふうにはなっていました。

大野裁判官

裁判官から説明があったかどうかというのは、ちょっと記憶にはないですかね。

2番

裁判長から説明はありました。あって臨んだと思います。

大野裁判官

それが仮になかったら、なかなかそのお医者さんの話というのは分からなかったですかね。あるいは、なくても分かったですか、お医者さんの語り口が分かりやすくて。

2番

薬の作用とか、そういったものを医学的に説明してもらえれば、被告の言うことや検察側の言うことだけを信じてやることもなく、客観的にできたんじゃないかと思います。

司会者

同じことをお尋ねしてもいいですかね、1番の方。お尋ねになりましたよね、証人にも。

大野裁判官

捕まえた人ですか。

1 番

捕まえた人じゃなくて、覚醒剤を大阪に持っていったとか、要は被告人がメキシコ人で、日本語がほとんどできないので、日本人のメキシコ時代からの友達と言っているんですけど、いろんな事件に関与しているんじゃないかなというようなくらいの方が1人いらっしやって・・・。

司会者

事件の関係者ですね。

1 番

関係者というか、ちょっと怪しいねという感じなんですけど・・・。

司会者

そうだとすると、その人には何を聞くんだというのは分かって聞いていたんですか、この人には何を尋ねるかというのは。

1 番

恐らくと言ったら変ですけど、日本に来て1人でやっているわけじゃないですから、大阪に行くにしても、大阪の人間との橋渡しであるとか、いろんな形態を使って連絡のとり合いをしているということでしたので、そうするとその中で本国とのやりとりとか、この被告人が本当に脅かされてやっているのか、そうじゃなくてというところを多分立件したいんだろうなというのは、質問されている内容を聞いて何となく分かってきました。

司会者

そうすると、その証人に聞いたおかげで、なるほどなということで、判断には役に立ちましたか。自分のこの事件の判断のときには、かなり役に立った感じですかね。

1 番

というよりは、今回の事件では、証人の方が、その以前の密輸にもかかわっていると見たら変なんですけど、すごくこの人自身も怪しいんじゃないのみたいなと

ころがあって、全ては話していないんじゃないのかなというふうな感じは受け取りました。

司会者

そうであっても、この事件で共謀があったかどうかということの争いであれば、その点の判断に役に立つ証人だったんですか。

1 番

どう見ても、その方がいなかったら、日本に密輸した覚醒剤を日本で売ると言ったら変ですけど、やくざに回したと思うんですけど、それができなかったと思います。

司会者

そういう意味では、役に立つ証人だったんですね。

1 番

はい。

大野裁判官

もう一個いいですか。証人尋問の長さ的には、通訳があったので、長かったと思うんですけど、あるいは聞く内容、さっきもどなたか聞いたんですけど、それについては、量が多過ぎるとか、あるいは要らないところがあったんじゃないとか、あるいは核心から聞いてほしいなと思ったとか、何か感想はないですかね、その共犯者について。あるいは、被告人でもいいですよ。

1 番

証人に対する質問ということですか。

大野裁判官

見ると、すごく長い時間とってあるんです、証人尋問に。この長い時間が本当に必要だったかどうかということを知りたいんです。

1 番

それは、通訳が入っているので、すごく長くなりましたけど。

大野裁判官

ちょっとそれは置いておいて、中身の問題として。

1 番

中身としては、一番メインの証人の人は、私はもっといろいろ聞いたらよかったんじゃないのかなと。

大野裁判官

逆にそう思われましたか。

1 番

はい。

大野裁判官

どの辺が落ちたかなというか、どんなことに不全感が残られましたかね。

1 番

検察側からの証人なので、打ち合わせという言い方は失礼なんですけども、よくできているなと思いました。だから、最小限のことを聞いて、それ以上のことは、逆に言うと、証人の人も自分の不利益になることって結局言わなくていいわけじゃないですか。それは、はっきり言って、よくできていたと言うとあれですけど、ストーリーとしてできていたなど。だから、ほぼ完璧と言ったら変なんですけど。

大野裁判官

弁護側は、それについて、反対尋問といって、本当ですかというような質問を投げかけたと思うんですけど、その目的とか狙いというのは分かりましたかね。

1 番

分かりませんでした。この事件が、自分たち裁判員同士の話でもそうだったんですけど、弁護側の質問とかというのは難しかったらうなというのがまず1つあるのと、そこで反対の質問をしても、逆に言うと、ほとんど答えられない。証人が答えられないような質問になってしまって、量的には、検察が9で、弁護側が1みたいな感じになっちゃってました。

司会者

どうですかね、同じようなことをお尋ねしたいなと思うんですけど。

2番

証人尋問の時間は、ちょうどいいというか、可もなく不可もなく、十分だったと思います。

司会者

中身はどうですか。十分聞いていたのか、それとも余計なことを聞いているのかな、そういうことは感じないですか。まず、2つに分けて、検察官の尋問はどうでしたか。

2番

それは、答えていることを我々に伝えようとするためにやっているということは感じました。

司会者

弁護人の反対尋問はどうだったですか。訴えるものがありましたか。

2番

すごく細かいことから入って、最初その意味がよく分からなかったんですが、要するに同意があったんじゃないかというようなことを導き出すために反対尋問をしたのかなという質問でした。

司会者

しかし、それは争点になっていないところですよ。要するに強姦の犯意がいつ生じたかというのが争点だったんですよ。

2番

そうです。それとはちょっとずれると思いますけど。

司会者

ずれて質問なされていたんですか。

2番

そうです。

司会者

お聞きになっていて、そう感じた。

2番

そうです。

司会者

今争いになっているところではないところを聞いている感じがしたわけですか、感想でいいんですけど。

2番

何でそんなことを弁護人は聞くのかなと思っていたんですが、評議の中でそれはこういう意味だろうかということで、ほかの裁判員の方とか裁判長の話聞いていたので、私もなるほどなど。

司会者

そうすると、当初弁護人の反対尋問を聞いているときは意味が分からないまま聞いていたということなっちゃうわけですか。

2番

そうです。

司会者

後で評議でようやくそういう意味だったんだということになるわけですか。

2番

はい。

司会者

同じことをお尋ねしたいんですが、どうですか。証人尋問を聞いているときに、まず検察官の方の証人尋問、証人にこういうことをお尋ねしますということでやっていると思うんですけど、それを聞いた上で、検察官の尋問というのは量的にも中身的にも分かりやすかったかどうか、どうですか。

3番

分かりやすかったです。

司会者

それは、どういうところが分かりやすかったですかね。

3番

こんなに証人が必要なのかなと思ったんですけど。

司会者

こんなにとというのは人数ですか。たくさんいたんですか。

3番

こんなに先生いるんだとか、何か勉強にもなったんですけど。

司会者

最初、何を聞く証人なんだって分かりにくいわけですか、こんなたくさんいるのかなというのは。

3番

1人ぐらいでいいんじゃないなんて思っていたんですけども、素晴らしい先生だったので、さらにまたこの証拠はというので、これはそうだみたいな、もう言わせないぞじゃないけど。

司会者

上手に検察官が尋問をして、皆さんに分かるように納得させてもらったんですね。

3番

はい。

司会者

そうすると、数的には多かったけれども、それはあってよかった証人ばかりだということになるわけですか。

3番

はい。

司会者

反対に、それに対して弁護人が反対尋問をしていると思うんですが、どんな狙いだったのかなど。何を崩そうとしているかというのは分かりましたかね。

3番

分かったですけど、もういっぱいいっぱいだったと思います。弁護人が、お仕事なんでしょうけど、言えば言うほどマイナスになっていたような気がします。すばらしい方だったとは思いますが、もうそんなに言わなくてもいいんじゃないのかなど。

司会者

ということは、弁護人の狙いは分かったわけですね。

3番

それは分かりました。

司会者

ただ、たまたまそういう事件だったということなんですかね。

3番

はい。

司会者

よく分かりました。ありがとうございます。4番さんと5番さんは、争点が量刑に完全に絞られているんですけど。

大野裁判官

同じことを何度も聞かされたという印象はなかったですか。

4番

ありました。

大野裁判官

どんなところが。例えば誰か来てしゃべった、共犯者が来てしゃべった、あるいは調書でも読まれて同じようなことを言っている、被告人も同じようなことを言っ

ているという、これについてどう思われましたかね。裁判って何でこんな繰り返しやっているんだろうというふうに思われましたか。

4番

素人なので、何回聞いていても、自分に入ってくるものが変わってくるので、考え方とか分からないこととかも出てきていて、それが評議室の方で裁判官の方にいる質問して全部教えてくれていたので、何回も同じことをやっても、逆にそれは入ってきていいと思います、私は。

大野裁判官

さっきから聞いている質問なんですけど、証人尋問って法廷だけだと理解できない部分って残るわけですか。評議室で裁判官これどういう意味だったですかねって聞くと、裁判官が説明して、なるほど分かりました、そうだったんですねということになると。

4番

何々をしたとかじゃなくて、言葉の意味です。難しい言葉とかって、一般の方が分かることでも私が分からないこととかあったので、そういうのを聞いていたんですよ。その事件に関しての流れ的なもので聞いたわけじゃなくて、そういうことです。

大野裁判官

それを説明するのも我々の責任なので、あるいは当事者の責任なので、言ってください。例えばどんなことが分からなかったとか、こちらの方が勉強になると思いますので、例えばどんなことが分からなかったですかね。

4番

.....。

大野裁判官

思い出せなければいいです。あとは、聞き方として、何度も聞けば理解が深まるというのは、確かにそのとおりだと思うんですよね。勉強なんかも繰り返してやれ

ば理解がというのはあると思うんです，みんなそうだと思うんですけども。例えばこの人にはここを聞く，あるいはここがポイントなんだということが分かった方がやっぱり効率的じゃないですか，同じやるにしても。そういったことをやった方がいいんじゃないかと思うことは，今振り返ってみて，ないですかね。こことここがポイントだよねということをやった方が，あるいはこの人にはここを聞く，被告人にはここを聞く，共犯者にはここを聞くという方が効率的な気がするんですけど，そんなようなことを今振り返ってみて思うということはないですかね。

4 番

どっちも思います。ポイントも確かに大事だと思いますけど，ポイントポイントでやると，ここが分からないとか出てくるんじゃないかと思って。

大野裁判官

そういうこともあるということですね。

4 番

はい。

司会者

同じように5番の方も，確かに手を変え，品を変え，よく言ってくれる裁判官の方もおられるけども，しつこいなという顔をして聞いている。

5 番

しつこいなと。AとBという被告人がいたんですけど，Aの弁護人の方とBの弁護人の方，素人的な判断ですけど，力の入れぐあいが違うのかなというのが正直なところで，どっちがAかBかはあれなんですけど，Aの弁護人の方がすごく一生懸命で，とにかく量刑を下げてください，こういう事情があるので下げてくださいと物すごくしつこいぐらいに来るんです。Bの方はそうでもなかったんで，Aの方がとにかく同じことを何回も，もうそれは分かったからというのをしつこくやっていたので，逆に印象が悪くなったというのはありました。

4 番

それは私も同じで、今言った弁護人の尋問というのは思いました、同じく。そこ
までそんなに重要なことを聞いているのかという感じでした、すごく何回もやって
いたので。

大野裁判官

誰に対してやっていたんですか。

4番

Bの弁護人です。被告人に対してです。

大野裁判官

それって結局どういうことだったんですか。

4番

内容を言っちゃっていいんですか。

大野裁判官

その弁護人の聞き方について何か違和感を持ったのか、あるいは被告人が結局反
省していないということにつながっちゃったのか。

5番

要はBの被告人の方はすごく恵まれていない環境で育ってきたということを延々
と言っているんです。分け前がどうだこうだとか、余り欲しがっていないとか、も
う分かったからというのが正直なところでした。

大野裁判官

この事件についてきちんと認識していないんじゃないのということにつながっ
ちやっただということなんですかね。

5番

それはないんですけど、刑を決める上でそんなにそこをアピールされてもという
のが、1回、2回聞けば分かったんですけど、結構長かったです。

司会者

裁判員の方は、この事件の量刑のポイントはここだということを見な

がら聞いているわけですよ。そこからずれているんじゃないのと、そういう御指摘なんですよ。それを何回も何回も言われてもという感じですかね。むしろ検察官が量刑のポイントについて上手だったということになるわけですかね。そここのころに目が行っていたわけですよ、こっちが重要なんじゃないかということで。そんな感じですかね。

(休憩)

司会者

先ほどの話に戻るんだけど、2番の方の事件の争点は、強姦の故意の発生時期が争点だというふうに書いてあると。そうすると、その争点というのは、この事件でそういうことを争点にする意味がどこにあるのかということがいつ分かったのか、誰から聞いたのかというのをもう一回教えていただけませんか。

2番

記憶がちょっと曖昧なところがあるんですけども、裁判の最終段階ではなくて、前半の方で大分それは分かってきていたと思います。

司会者

誰に聞いたんですかね。それはどこで分かるんですかね、裁判の中の。

2番

それは、裁判官の方の説明が一番強かったかなと思います。

司会者

どこかで説明があったとしても、裁判官の説明で、ああ、なるほどというふうに落ちるといった記憶ですかね。

2番

はい。

大野裁判官

さっきの質問は、裏を返すと、裁判官の説明は分かるけど、検察官と弁護人はいろいろ事件について説明をすと思うんです、いろんなタイミングで、法廷で。それは分からなかったということになりますかね。あるいは、分かった部分もあるけど、分からない部分も残ったとか。

2番

核心部分については、法廷ではっきりしたというよりも、評議の評議室で裁判所の方とか、裁判官の方が説明してもらってはっきりしたところがあるかもしれません。

大野裁判官

その核心部分という意味なんですけど、それは要するに字面として、例えば言っていることの意味は分かるけど、そういうことを言うこと自体の位置づけというか、この時点での。そういうところが分かんなかったということになるんですかね。例えば強姦の故意がいつ発生したかという争いがあるのは、それは言われればそんなの分かるんでしょうけど、ただ、何でそんなことを我々に話させるのとか、どうしてというところがストーンとこう、法廷で聞いていて落ちたかということが聞きたいんですけど。あるいは、それは評議室へ戻ったら裁判官が、実はこういう意味があるんで、だから今これ争点になっているんですよと聞いて、ああ、なるほどと分かったのか、どっちなのかなというところなんです。

2番

そうですね、自分の印象としては、やっぱり戻ってからかなと思います。

司会者

端的に、だからこの事件は強姦の発生時期いかんによっては強姦致傷になるのかどうかというあたりが争いになるんじゃないかなと、こう見ていると思うんだけど、強姦致傷になるかどうかの瀬戸際なんですよという話はされたのかなと思って。後ろだとならないし、前ならなるんだよというようなことになりましたか。

2番

ちょっと曖昧ですけども。

司会者

曖昧ですか。

2番

でも、それは説明受けなくても、証拠もありますし。

司会者

なるほどね、そういう感じですか。

2番

ええ。

司会者

ありがとうございます。1番の方、幾つか争点があって、それはどういう意味なのかなというのは、いつ分かることになるんですかね。

1番

そう考えると、最初検察側からありますよね、それに対して弁護側からも話がありますけど、最初はやはりかみ合っている感じはしなかったです。だから、この事件も、結局運んだことは事実ということで被告人は認めているということでなっちゃっていますので、結果としては最終的に、それは審議の途中というか、経緯の中で量刑を決めるという形になった、本人は運んでいないと言っていたら別だけど、運んだのは事実なんで、そう考えると検察側はもう完璧に、攻撃と言うと変だけど、やっけて、それに対して弁護をどうするのというのが非常に難しかったんだろうなというふうには思います。だから、そうすると我々は何を聞いてどうする、事実関係は全部お互い、検察側からの話で、ああ、そういうことかと、そういうことで運んでどうのこうのだから、証拠がどんどん、どんどん挙がってくるじゃないですか、それはもうすぐ分かって、何キロというのものがあるわけですから分かり切っちゃっていますよね。だから、そうすると今日この場でいろいろ話を聞いていて、自分が今思い出したこともあって、そう考えると量刑を決めるというのは、じゃ何

か情の部分を生懸命弁護の方からやられていても、運んだという事実と、じゃ自分から積極的にやったんじゃないかと脅かされたどうのこうのということをするのであれば、その部分をもっと審議すべきだったと思うんですけど、それははっきり言ってどこにも出てこないんで、そうすると、今本当思ったことなんですけど、もっと短くできた裁判かなというふうにはちょっと思います。

司会者

なるほどね。

1 番

今思ったんです。

司会者

本当のところの争点になっていないんじゃないかという感じですかね、本当は大事なところはそこじゃないんじゃないのというふうに思っていたということですかね。

1 番

その部分がよく最初分からなくて、結果として裁判員の中で審議している中で、どういうことなんですかねみたいなときに、裁判長の方から、これはどうやら弁護人はこういうことを弁護の中でされようとしているのかなみたいな感じで。

司会者

説明があったわけですね。

1 番

説明というか、そういう話があって、あっ、そういうことかと。そうすると、でも弁護のしようがないような裁判というふうには、一つは思いました。圧倒的に、もう勝ち負けじゃないと思うんですけど、勝負ついちゃっているようなところで。

司会者

なるほど。ありがとうございます。人の話を調書読んでいるのと、本人に出てきてもらってしゃべっているのを聞くのでは、どういうふうに違いますか。むしろい

いとか悪いとかと、どういうふうに違う感じしますか。

5 番

そうですね，本人に直接質問をできたのはよかったかなと。

司会者

裁判員が。

5 番

はい。

司会者

紙だと質問できないですわね，当然。

5 番

そうですね，本当のところは聞けない。

司会者

聞けないと。人がしゃべったことを調書にしたのを検察官が読んでいるのはどうでしたか。あれはあれでいいですか。

5 番

それはそれでいいと思うんです。ただ，やっぱり証人の方に直接質問できる機会があるのは。

司会者

望ましいんだね。

5 番

はい，いいんじゃないかなと思います。

司会者

聞いているのは飽きなかったですか，人のしゃべったの，調書を読み上げるのを聞くのは飽きないですか。

5 番

長いと飽きます。

司会者

長いと飽きる。

5 番

はい、もうちょっと要約してもらおうといいかなと。長いのは、検察の方の、何か時系列がすごく長かったような。何か1つ検察の方長かった気がしました。

司会者

調書は長いのは困ると、飽きちゃうと。眠くなりましたか。

5 番

1回だけ、はい。

司会者

1回だけ。そうですか、ありました。

5 番

なれてきたころです。

司会者

なれてきたときね。

州濱検察官

供述調書の内容と証人の証言の内容というのが重なっていたということなんですよ。ね。同じことをもう一回本人から聞いた。

5 番

そうじゃなくて、調書と言ったらいいんですか、もともとその前に裁判で話していた内容というんですか、検察の方がこういう調書とりましたということをたしか、ちよっとうろ覚えなんですけど、参考人の方に聞いたらちよっと違かったということがあったんですかね、ちよっと正確じゃないですけど。

州濱検察官

通常、調書か、証人呼ぶんだったら、普通は供述調書の取り調べは後回しというか。

大野裁判官

ちょっと挟んで悪いんだけど、証人尋問で、あなた捜査段階でこういうふうと言っていたんじゃないのということを検察官が聞いていた場面があったということですか。

5番

ありました、はい。

大野裁判官

そのことですかね。だから、捜査段階と違うことを言っているんだなということが分かったということですかね。

5番

はい、たしかありました。

大野裁判官

多分そうでしょう。刑を決めるという、ちょっとさっきも同じこと質問したけど、刑を決めるということが、非常に日本の刑の幅って広いもんですから、どの辺がストライクゾーンなのかなというのがなかなか分からないと思うんです。そのときに、さっきもちょっとお伺いしたんですけど、論告弁論というのがあって、例えば検事、懲役●年と言ったんでしたっけ、弁護人は多分懲役何年とか言ったんですかね、あるいは執行猶予と言ったのかもしれないんですけど、それがどうして、そういう具体的な数値に結びつくのかなというのが聞いていて分かりましたか。量刑の表を見て、殺人未遂は5年だねとかというようなこと、あるいは執行猶予だねとかいうのをごらんになって、それが基準になったとかいうことを今ちょっとおっしゃっていたのかもしれないんですけど、ちょっとそれ抜きにして、法廷で弁護人、検察官の意見聞いて、懲役何年、執行猶予とかということ言っていて、それを導き出した理由とかポイントというのが分かりましたかね、なるほどという。あるいは裁判官から、帰ってきてこういうふうには実は刑というのは決めるんですよとか言って、あるいはグラフか何か見せられて、なるほど、だから検事はこういうこと言っているんだな

とか、あるいは弁護人はこういうこと言っているんだなとようやく分かったと、どっちになりますか。

5番

たしか先にあの量刑の表を見たんです。表を見て、この場合は何年、この場合は、このぐらい重いとこのぐらい。

大野裁判官

それは先に見ていたんですか。

5番

求刑の前です。

大野裁判官

前に見た。

5番

前ですよ、前じゃなかったでしたっけ。

司会者

それはないと思いますけど。

5番

ないですか。

司会者

ええ。だから、それはしていないけど、かなり早い段階で見っていたのかもしれないね。

5番

そうですね、早目に見た気がします。

司会者

見たかもしれませんが、早目に見ていたかも。ただ、求刑の前にお出しすることは多分しないと思うんだけど。

大野裁判官

ただ、それを、どちらでもいいんですけど、それを見なかったらやっぱり分かんなかったですか。

5 番

分かんないです。

大野裁判官

検察官の、あるいは弁護人の言っている、いろんな理由つけますよね、例えば犯行態様が悪質だとか、被害金額がどうだとか、暴行の態様が何かすごく強烈だとか、あるいは弁護側の方だとすると、さっきも言ったくむべき生育歴があるとか、あるいは少年だったとか、いろんなこと言ったんだと思いますけど、若いとか、前科がないとか。そういうのがどういうふうに刑の、決める理由づけ、理由になってくるのかなということが、その主張は分かるんでしょけど、それぞれ。それがどういうふうに影響するのかなということが分かったかどうかということを聞きたいんです。

5 番

分かんないです。

大野裁判官

それは、そのグラフ見ても分かんなくないですか。

5 番

グラフ見ても正直分かんないんですけど、そのときたしか伺ったのは、今までの、この場合はこのぐらいというので、しょうがないのかなというふうに思ったのが正直なところですよ。

大野裁判官

そうすると、何となく自分の直感みたいなのが少し修正された。

5 番

修正というか、もう自分の何年というのはあり得ない数字なんだなというので、そこで納得させられたというか。

大野裁判官

具体的にこういう理由だからこうだというふうに納得したというよりかは、もう数値をばあんと上限切られて、仕方ないんだなと思ったということになるんですか。

5 番

そうです。裁判は公平性ってたしか伺ったと思うんです。その裁判員によって刑が変わってしまうのはよくないというのを言われて納得したというか。

大野裁判官

なるほど。いかがですか。同じような。まず、最初からいきましよう、証人と、調書とどっちがいいですか。

4 番

証人に来てもらった方がいいです。

大野裁判官

何ですか。

4 番

やっぱり文書と言葉では違う気がします。文書だと、やっぱり全てを頭に入れなきゃいけないんですけど、言われたこと、質問されたことだけに答えるじゃないですか、なんで入ってくると思うんです。ポイント、ポイントで。

大野裁判官

ずらずら読まれているよりも、ずっと文書を。一問一答という、問いと答えというほうがインパクトがある部分がやっぱり残るということになるんですかね。

4 番

はい。

大野裁判官

あと刑の、論告弁論という刑をどうするかというの、いろいろ意見ありましたよね、今5番さんにも聞いたんですけど、それは具体的な数値ということの意味づけというか、理由というのが法廷だけで分かりましたか、それともやっぱりこのグラ

フみたいの見ないと分かんなかったですか。

4番

過去の事例ですよ、あれで見ないと分からないです。やっぱり過去の事例よりも、やっぱり重くは考えていましたから。

大野裁判官

過去の事例を見たという意味なんですけど、今5番さんもそういうものだという受けとめ方されたということなんですけど、例えばそういう受けとめ方なのか、あるいはこんなところに着目しているんだと、私は着目点が違ったんだとかというふうに思ったとか、何かどういうふうにお感じになりました、ごらんになられて。

4番

納得させられたまでは思っていないんですけど、やっぱり全然分らなかったことなんで、こういうものなんだぐらいですかね、思ったのは。

大野裁判官

それ見て結局戻って、検察官の意見とか弁護人の意見というのは、どういうふう

4番

検察官は妥当な線かなと思ったんですけど、弁護人の言っていることは、Aの弁護人とBの弁護人と違ったんで、そこが、それはあり得ない数字じゃないかなというのはいました。

大野裁判官

それはあれですか、ちっちゃなことを大きく言い過ぎじゃないのという感じですかね。

4番

そうです。

大野裁判官

そこ関係ないんじゃないのと。

4 番

それこそ被告人に対しての尋問等に入っていくんですけど、分け前がどうのとかそういうので、やる気があったないみたいな、やったことに対してはやったんだからみたいなことなんで、そこはそんなに大きくとらなくてもよかった、いいと思っていたんで、それがAとBで違う判決にはならないんじゃないかというのは思いました。

大野裁判官

分け前の大小がポイントだということに、弁護人は主張しようとしていたと。

4 番

そうです。

大野裁判官

ただ、逆に言うと検察官も主張していなかったですか、分け前の大小については。分け前もらっているんだらうと。

4 番

言っていませんでしたよね。

5 番

その差は、検察官の方は設けていなかったです。

大野裁判官

差はつけていないと。

5 番

つけていないです。

大野裁判官

ただ、差をつけようと頑張っていた弁護人がいたんだけども、全然響かなかったということなんですかね。

4 番

そうです。結局結果的には、その分け前をそんなに要らないと言ったにもかかわ

らず，暴行がひどかったという。

大野裁判官

そっちの方だと。

4 番

はい。

大野裁判官

事案の見方として，ポイントは暴行なんだと。

4 番

はい。

大野裁判官

強さなんだろうと。それは，やっぱり検事が言っていたんですか。

4 番

ですよ。

大野裁判官

それとも裁判官がそういうふうに，そこを着目すんだろうと言ったんですかね。

司会者

じゃ，今度こちらの方に量刑のこと聞いてみますか。

大野裁判官

そうですね。

司会者

どうですか。3 番の方。量刑についてはどんなふうにお感じになったのか，感想から聞いてみますかね。

3 番

検察官がすごく，すごく，もうこいつはいけないぐらいな感じで，こんなことをやってはいけないってすごい言って，求刑何年で出るんだろうと思ったら，すぐ5 年とか言われて。

司会者

低かったんですか。

3番

私の中では、あんなにすごくもう言って、5年、みたいな感じで、そんな感じだったんです。ほかの裁判はよく分からないんですけど、もうすごく熱く、いろいろ、そうだな、そうだな、そうだなと思ったときに、5年と言ったときに、それって何か短い気がすごくしたんです。

司会者

肩すかされる感じね。

3番

逆に今度求刑10年のときはもっとすごい、何か熱い何かが出てくるのかなじゃないですけど、でも5年でも被害者を守るためにいろいろ・・・お話ししてくれというか、あれなんですけど、とにかく求刑5年は低い感じの内容な裁判だったと思います。

司会者

要するにそれは、それまでの立証内容とか弁論で、もうがんがん言っていることの割には、ええっという意外感がある、こういうことですかね、つまりやっていることと求刑が合わないんじゃないかと、こういう感じですかね。

3番

はい。

大野裁判官

それって、要は強姦致傷でしたか、それ何年、上限何年ですか、これ。20年ですか、これ。弁護人は無罪と言っていたんですね、これ。

3番

そうですね、合意でしたから。

大野裁判官

したんだから無罪なんですよね。本当は法律でいうと5年から20ですか、かなり上の方の刑もあって、検察官が言っているのを聞いていると、めちゃくちゃに言っていると、だから当然それは日本の刑法の中では、こんなことやったら例えば10年とか、そのぐらいじゃ来るんじゃないかというぐらいの勢いだったのに、ずっこけたというのは、要するに、この幅の中での位置づけの仕方について、何かちょっと検察官違うんじゃないのという疑問を持たれたということなんですかね。

3番

違うとかはよく分からないんですけど、何で5年なんだろうと・・・

大野裁判官

ということは、やっぱり分からなかったということになりますか。

司会者

何で5年なのか分かりにくいですよ。

3番

分かりません。

大野裁判官

それは、やっぱり後で裁判官から、いや、こういうことなんですよといって、グラフか何か見せられて。

3番

見せられました。

大野裁判官

なるほど、仕方ないんだなという感じですかね。

3番

そうです。

大野裁判官

そうすると、やっぱり言っていることと数値とが結びついていなかったということになるんですかね。

3番

言っていることは、もうすごく・・・

大野裁判官

正しいと思っていたんでしょうけど、その具体的な数字にしないといけないじゃないですか。

3番

そうですね、最後のそれ見たときに、ああ、そうです。

大野裁判官

ここの結びつきがやっぱり難しいんですよ、何か公式があるわけじゃないので、例えば凶器使ったら1年プラスとか、ごめんなさいと言ったらマイナスとか決まっていけないものですから、難しいんですけど、そこがやっぱり何か受けた印象と具体的な数値が違ったということになると、やっぱりきちんと結びつけられていなかったということになるんですかね、あるいは納得できなかったということになりますか。

3番

そうですね。もっと、あれはどうなんですか、被害者の方が言うんですか、被害者が何年でいいよとか、そういうふうに言うんですか、どうなんですか、この辺よく分からないんですけど。

大野裁判官

被害者の方が言うという権利もありますけど、それだけで決まるということはないです。もちろん検事がいらっしゃるんで、後で説明してくれるかもしれませんが。

州濱検察官

被害者が決めるというわけではないです。

司会者

ただ、十分被害者の意向は酌むということですよ。同じようにお尋ねしますか、

2番の方も。2番の方がおやりになった事件は、これで論告とか弁論とか聞いていて、どうお感じになったかですよ。

2番

判決にはすごく満足しています。

大野裁判官

1つ質問したいのは、前科の意味って分かりました。この事件、何か前科があったみたいなんです、被告人が。その前科の持つ意味というのが、どういうふうに理解しましたか。要するに検事が、これ多分前科があったろうということを書いていたと思うんですよ、論告という最後の意見で。累犯前科といって、刑務所から出て5年以内にこの事件を起こしているということになると思うんですけど、その辺の何か前科の位置づけということについては、どこら辺でお分かりになりましたかね。

2番

前科があった方が重たくなるだろうなというのは漠然とっていて、その説明も裁判長からあって。

大野裁判官

やっぱり裁判官から説明があったんですか。

2番

ありました。

大野裁判官

あるいは、強姦の事件というのは、どんな面がポイントで刑期見ていくんですねということについては、検事から多分意見、あるいは弁護人からも意見があったと思うんですけど、それを聞いていて分かったのか、あるいはやっぱり裁判官から、最後評議でやっぱりこういうところがポイントなんです、だからここについて議論していきましょうという形になったのか、どっちですかね。

2番

漠然と、この罪がこの年数というのは、はっきり分からなかったところなんですけど、やっぱりそのグラフを見て、大体自分の感覚と合っていたかなということなんです。

大野裁判官

ポイントというの何とか、やっぱり具体的な数値、全体として事件を捉えたときに、具体的な数値、全体の事件と具体的な数値を比較されたということなんですかね、個々の要素というよりかは。

2番

そうですね、凶器があるとか、前科があるのでとか、そういうのを総合的に加味してかなと思いましたけど。

大野裁判官

そこで、その故意の発生時期とかということについては、何か具体的な刑と結びついて理解されていましたが、それともやっぱりばらばらということになっていたんですかね、位置づけとしては。刑との結びつきというのは何かお考えとかになっていましたか、事実には争いがあるって、それが刑にどういうふうにはね返るかなということとかというのは、何か説明とかありましたか。あるいは、もう全く考えなかったですか、ばらばらだという感じですかね。

2番

いや、やっぱり被告人はちゃんと責任能力があったというふうに思っていたので、その刑期については結びついています。

大野裁判官

御自分の中でも。

2番

はい。

大野裁判官

それって、やっぱりそうだとすると、多分検事のほうの主張にのったということ

だと思んですけど、検事の主張というのは、やっぱり論告という、最後に求刑するときにはいろいろ検事がいろいろ言ったと思んですけど、それはずっと分かる内容でしたか。

2番

そうですね、それは大体自分の気持ちとは合って・・・

大野裁判官

合っていた。気持ちと合っていた。

2番

はい。

大野裁判官

審理の中身と比べて、ずっといろいろ証人尋問等聞かれていたと思んですけど、中身と比べて、審理やっていてなるほど、こういう論告だなという感じなのか、あるいは審理、後から見ると、余りちょっとこれ要らないところも、1番さんもさっきおっしゃっていましたが、要らないところもあったんじゃないのかなと思うような論告だったか、その辺その審理との結びつきというのはどういう感じで受けとめられましたかね。

2番

それは、検察側も弁護側も無駄なことはなかったと思います。

大野裁判官

分かりました。

司会者

どうですか、今と同じような質問になっちゃうんですけど。ごらんになっていて。

1番

量刑に関しては、さっぱり分からない。

司会者

ですよ、覚醒剤だから。

1 番

だから、どこで決めるのかというのも何も分からないもので、結局裁判員の中で、じゃ決めましょうというときに、何を基準にも分からないので、そうすると過去の事例じゃないんですけど、グラムでとか、そういう部分ですよ。そうすると、もうグラムがはっきり分かっちゃっているんで、最初からそれで決まっちゃうんじゃないのというのは一瞬ありましたけど、最終的に、今回は、そういう意味でというふうになると、被告人が脅かされてやったんだというところで、やむを得ず運んだというか、もう積極的に報酬をもらってやったんだというところだけなのかなと思うんですけど、それにしても懲役何年というのは、ぱっと出てくるわけじゃないので、人を1人殺してしまっているから20年、30年だという、素人ながら思うことではなくて、どうなんですかと聞くしかないです。そうすると、大体こんなですと。そうすると、この中でそれぞれの裁判員が、じゃ私はこれみたいな感じでやった感じです。

司会者

そうすると、その量刑を決める数字を出すときというのは、要するに裁判官が、こういうことだからこういうところから決めるんですよというふうに言って、そして、じゃ例を見てみましょうと例のグラフを見て、幅を示されて、その中で皆様どう思いますかと、こんな感じになるわけですか。

1 番

そうですね。だから、あとはただ海外だと死刑になってしまったり終身刑とかと重いじゃないですか、日本はそれに比べるとまだまだ甘いという、それはそういうふうに思います。取り締まってくちゃいけないと言いながら、国内の人間が輸入したのとは、ちょっとまた意味合いが違うと思うんですけど、そういう意味でも被告の方が、こういうこと言っちゃあれだけど、外国人だったということもあって、みんな何か淡々と、じゃこのぐらいかなみたいな感じです。

司会者

今の量刑の幅とか何とかという大まかなことというのは、検察官の説明じゃなくて、裁判所の説明だったんですか。

1 番

いわゆる評議する中で、重いんですか、軽いんですかといったときに、ただ、やはりアジアとか、日本人でもそうやって終身刑になっちゃっていて、ずっともう出てこれないような人がいるじゃない、運び屋、たまたま運んじやったみたいな形のケースでも。そういうのに比べれば、どうなのか。

司会者

ただ、先ほどから出ている検察官は求刑というのやりますね。

1 番

はい。

司会者

求刑，論告の最後に。

1 番

はい。

司会者

そうすると、今回は何年という求刑が出ている。それはどうしてなんだという説明はなかったんですか、求刑の理由は。どうして何年を求刑するんだということは。

1 番

それは、記憶がないです。

司会者

あったかも分かんないけど、記憶に残らない感じ。

1 番

はい。結局、それが妥当なのかどうなのかも分からないじゃないですか、それでどうなんですかみたいな形で、いや、大体何グラムでという、そうすると過去の事例じゃないけど・・・

司会者

その何グラムでという話というのは、裁判所の評議室の中で初めて知ったことなのか。

量刑を見て、過去の刑はこうですと。

司会者

なるほど、分かりました。ありがとうございます。

1 番

だから、比較的今回はグラム数が多いので、重いでしょうみたいな。

司会者

審理は、ほかに何かあります。ありますか、どうですか、審理の点なんかは、特に検察官と弁護人の方で質問ありますか。なければ評議のところをちょっと聞きたいんで。

州濱検察官

検察官としては、分かりやすい立証ということで、結構情報量を絞っているつもりなんです。なので、その関係でどうしてもその過程でそぎ落としてしまうような情報もあるんです。審理していた上で、その中でこんなことも知りたかったなとか、もしそういうこと、証拠に出ていないけれども、こんなことが分かるとよかったなというの、もし具体的に何かございましたら教えていただきたい。

司会者

5 番さんは、さっきからそれについては端的に言っていますね、主犯格。

5 番

1 人の。

司会者

うん、もうそれが主犯なんだから、そいつ出さないでどうするんだというような感じなんですか。

5 番

そうですね。

司会者

4番さんはどうですか、今の検察官の質問で、うんと情報を狭めているつもりだと、分かってもらうためにうんとシンプル化しているんだよというふうに言われるんですけど、そうすると、ここもあれば分かるのに、ここもあれば分かるのにと残らないですかという質問ですよ。

州濱検察官

そうです。

司会者

どうですか、何か。

4番

そうですね、やっぱり5番の方と一緒に、主犯格の方の話は聞きたかったですし、でもそれ以上に、あとこれもあれもとやると分からなくなってしまうんじゃないかと、逆にこんがらがってくるんじゃないかというのもあります。

大野裁判官

まず、狭めていると思いますか。

4番

そうでもないと思いますけど。

大野裁判官

検察官は、うんと配慮して、あれで狭めているらしいんですけどね。

4番

妥当な線じゃないかとは思いますが。

大野裁判官

そうですね。

4番

はい。

司会者

総合すると、結局ポイント外しちゃだめという感じですかね。ポイント外しちゃだめだけど、量は適当と、こういう話ですかね。3番の方もどうですか、今、検察庁の方でうんとポイントを絞って分かりやすくやっているつもりなんだけど、かえって足りなくなっていないかなという印象はないですか。

3番

はい、私はなかったです。

司会者

特にないですか。適正規模だなど、内容も。

3番

はい。

司会者

もっとこういうのがあればよかったなということはないですか。

3番

結構あったんじゃないかなと思うので、それで絞られているんだったら、ほかに何があったんだろうとか。

司会者

むしろ絞ったと聞いているから、それ以外のことは余り考えられないということになるのかな。

3番

はい。

司会者

どうですか、2番の方。

2番

自分の事件は、公道で被害者を襲って、拉致のような形になって自分の部屋に連れていったんですが、その自分の部屋の写真はあったと思うんですけど、それを捕

まえた、その公道の写真がなかったんで、そこもすごく重要なポイントかなと思っていました。その発生現場から被告の部屋までの行き道の写真とか、そういったものがあつたほうが過程がよりはっきり分かつたかなと、同じような時間帯の写真とか。弁護側が、人けのあるところだったにもかかわらず、そういうことをしたのはというふうに言っていたんですけど、その時間は真っ暗で誰も人けがなければ、住宅街だろうが何だろうが関係なく運べるんじゃないかなとか、そういうことがはっきりしたと思うので、その写真はなかったんで、ほしかったです。

司会者

そうすると、やっぱりそういう弁護側のそういうのが出てくれば、ああ、なるほど、そこは疑問だなと思うから、そこは調べたいなという気持ちになるわけですね。

2番

そうですね、はい。

司会者

人けが本当にないような場所なのか。それから、今言っている写真というのは何ですか、現場写真、それとも再現写真ですか、どういうことだと、どういう写真があつた方がいいというの。自宅は普通の現場写真、自宅を普通に写真撮っている様子。

2番

そうですね。

司会者

自宅の様子が分かるような写真。

2番

その犯行があつた部屋の・・・

司会者

間取りとか。

2番

ええ、間取りもあったんだっけな、間取りと簡単な写真があったと思うんですけど、最初に襲った場所の写真。

司会者

その現場の写真がほしかったなど。

2番

そうですね。自転車乗っていたのをつかんだという話だったんですけど、その自転車も写真なかったですし、そこはちょっと想像になってしまっているのです。

司会者

争いがなくても、そういうところ、争点についてどんなふうに行ったとかという争いがなくても、あった方が、要するにイメージがつかめると、そういうことでよろしいですか。

2番

はい。

司会者

なるほどね、ありがとうございます。どうですか、同じような意味で、さっきから検察官の言っているのは、なるべく絞ってやっているんですよ、分かりやすくやっているつもりなんですけど、足りない部分はありませんかという質問だと思うんですけど、どうでしたですか。

1番

最初、裁判員の方でそんな経験がある方がいっぱいいるわけじゃないから、どういうふうにするのかが分かんなかったのです、最初だから、その前の関連のとかいろいろ説明しているのが、なぜそうしているのかが分からなかった部分はありました。ですから、情報が足りないというよりも、それを一つ一つずっと聞いていって、ああ、あれはそういう意味で必要だったんだなというのがあったのと、だったらば別に、先ほどもちょっと言ったんですけど、これは要らなかったんじゃないのみたいなのと、両方ありました。やはり難しい部分と言ったらいいか、外国人の犯罪とい

うことで難しい部分もあるんだろうなとは思いましたがけれども、やはりそこが、ほかの裁判じゃないんですけど、事前にもうちょっと情報をいただけていたらよかったのかなと、あそこの裁判の段階で急にぼんと言われても、一生懸命そこで聞かないといけないというしんどさがありました。裁判の流れといいますか、その辺をもうちょっと事前を知っていると、どこをポイントに検察の意見を聞いたりとか、弁護人の意見を聞いたりとかというのを、若干のそういうレクチャー的なものがあると、もう少しよかったのかなというふうには思います。

大野裁判官

最初に裁判が始まって、座って、一番最初にそういう、これからのシナリオと言ったら変ですけど、こんなことがありますよと、例えば料理で言えばコースはこんな料理ですというようなことが分かればいいよねということですよね、最初に前菜が来て、メインが来てとかというようなことが分かればありがたいなということになるわけですかね。

1 番

それを裁判の中でやるのが難しいのであれば、事前に裁判員の方にこういう感じですよと。

大野裁判官

もっと前にとということですか。

1 番

内容じゃなくてですよ、こうですよという。こういうポイントで皆さんは考えてくださいというようなものがあると、もうちょっと違ったのかなというふうには思いました。

大野裁判官

ただ、裁判の最初に知らされても、別にそれはそれであれですよ、分かれば大丈夫ということですよ。

1 番

はい。

司会者

検察官，よろしいですか。

州濱検察官

はい，ありがとうございます。

司会者

それじゃ，余り時間もありませんが，審理をこのぐらいにさせていただいて，評議に移りたいと思いますが，評議の中で自分の意見を述べるのが十分できたなどというふうにお考えでしょうかね，どうでしょうか。じゃ，まず1番の方，もしできたんならどうしてか，できなかったならどうしてかなというふうな，そのあたりはどうですか。

1番

私は十分できたと思っています。

司会者

そうですか，ありがとうございました。もうこれだけで結構です。じゃ，2番の方，どうでしたですか。

2番

私も十分にできたと思います。言ったことのポイントも裁判所の方が正確に要約してくれていたんで，私だけじゃなくて，裁判員の方の全ての言ったポイントをまとめて話をしてくれたので，助かったというか，さすがだなと思いましたけど。

司会者

なるほどね。その話というのは一方的ですか，要するに例えば裁判員の方が述べられたことを，要するに一方的に聞いてまとめているというふうには，それとも自主的に，そこは違うんじゃないのという意見が出たり，そういうことはあるんですか。

2番

一緒にやった裁判員の方は，皆さん割としゃべる方だったので，しゃべればまと

めるし、しゃべらなければアプローチするしというような。

司会者

うまくやってくれた。

2番

大変上手にしてくれたと思います。

司会者

そうですか、ありがとうございます。どうですか、3番の方は。評議の中身、雰囲気だけでも結構ですよ、どんな雰囲気だったのかでも結構なんで。

3番

私も2番さんと同じで、何人かちょっと代表でしゃべってくれる方がいて、裁判官の方がうまくやるんですけども、私も余りしゃべるのが、言葉もよく分からないから、それを上手に、じゃ今日は一人ずつ言ってみようとか、そういう感じでみんなの意見を聞いたりとかしていただきました。

司会者

そんな工夫がありましたか。

3番

はい。

司会者

なるほどね。特にこういう議論、争点のある話というのは、反対意見が出るのか出ないのかというのが非常に気になっているんですけど。話が十分できたというふうに伺ってよろしいですか。

3番

はい。

司会者

ありがとうございます。4番の方、どうでしょう。もう単純に雰囲気でも結構なんですけど、どうでしたですか、評議は十分に自分の意見が言えたですか。

4番

私は言えたほうだと思います。

司会者

不安全感は残らなかった、もうちょっと言いたかったなとかという不満は残らなかったですか。

4番

それは、ちょっと評議じゃないんですけど、被告人に対しての質問。

司会者

そうか、質問ね。審理での質問がね。

4番

はい。それが、考える時間がちょっとなかったかなと。これを聞いたかったと、後になって思ったのもあります。

司会者

そういう点の配慮がちょっと足りないんじゃないかということですかね、こっちのね。少し時間をあけて、質問をするようなことを考慮する時間を考えたらどうだと。

4番

そうですね。その前に、検察側の方と弁護人の方と質問していくうちに疑問点が湧いてくるんだけど、それをまとめられる時間がなかったかなと。

司会者

なるほどね。ありがとうございます。参考になります。どうですか。5番さんにちょっと具体的なことを聞いちゃうんだけど、裁判官に押しつけられたという気持ちありますか。

5番

それちょっとあります。正直ありますけど・・・

司会者

じゃ、ちょっとそれを述べてください。

5番

年数を決めるときに、年数が出たじゃないですか、どうですか、どうですかという形で話が進んでいったんですけど、意見を言うと、それはあれだからと、こうだからといって、何となく最終的に落ちつくところに導かれたような。

司会者

ような雰囲気。

5番

雰囲気、僕はちょっと感じたんで、しょうがないのかなという。だから、ちょっと納得……。やっぱりプロの方なんで、やっぱりそれが正しいのかなというような、それで裁判員のほうから言うことが閉ざされることというのは、裁判員裁判をやる意味があるのかなというのは……。

司会者

なるほど、ありがとうございます。

大野裁判官

くどいようなんですけど、不全感残られたということもあるのかもしれませんが、そのときに検察官と弁護人がやっぱり意見言うじゃないですか、裁判の最後に、裁判を締めくくるに当たって意見言いますよね、聞かれたと思うんです。それについて納得だとか、納得できないとか、いろいろあると思うんですけど、それってどういう意味がありましたかね。

5番

裁判中に。

大野裁判官

裁判の最後に意見を言うでしょう、例えば求刑は何年だとか、あるいは無罪だとか意見を言いますよね。それに基づいて評議ってやるということになっているんだと思うんですけど、今皆さんが意見言えたということなんで、もちろん御自分のい

いろいろ考えを言っていただくのはいいんですけど、その自分の考えを例えばまとめるとかいうときに、当事者の意見というのはどんなふうには頭の中にもありましたか。それは、やっぱり役立ったんですかね、あるいは全然よく分かんなかったんで、自分で意見を言いましたということなのか、あるいはなるほど、例えば検事の言ったことは正しいとか、弁護人の言ったことは分かるねということで、その部分についてはこっちに賛成です、あるいは反対ですということをやっていたのか、どっちになるんですかね。

5番

検察の方がおっしゃっていることは、事実をずっと述べられていて、弁護人は検察の方が言ったことが例えば一つのものとして、弁護人が言うことによって、それをちょっと削っていくというんですか、その刑に対して。

大野裁判官

検事は、評価は言っていなかったですか。

5番

評価って。

大野裁判官

要するに、例えば何年ということについて、いろいろこの事件については、例えば暴行をちゃんと、態様悪質なんで、そこをポイントに見るべきだとか、被害額はそれほどじゃないけど、例えば何人かで取り囲んで多勢に無勢でやっているところが悪いんだとか、何かそういう着目点とか、それについて評価って言っていなかったですか。

5番

そうですね、検察の方は言っていたような気がします。

大野裁判官

ただ、ような気がするということは、それに基づいて御意見を構成されたということじゃないんですかね。

5 番

そうですね。

大野裁判官

それとはちょっと距離を置いて、独自に御自分として・・・

5 番

いや、そんなことはないです。検察の方がおっしゃったことで、やっぱり年数は自分の中で決めていると思います。

大野裁判官

やっぱりつながっているんですか、自分の意見と検察と。

5 番

つながっています。

浅見弁護士

裁判官と裁判員経験者の皆さん、何か当然の前提でお話しになっているんですが、検察官、弁護人の話はよく分かんなくて、裁判官の説明を聞いて分かったということなんですが、それはどの時点で説明を受けるんですか。

1 番

自分たちで、裁判が休憩なりで入りますよね、評議室。そこで、次まで休憩時間で、最初のうちは、今のは何だったのかというのを、分かんないことを説明受けたりとかという、そのときに我々の質問に対して裁判長が答えてくれたりとか、ああ、なるほど。あとは、ほかの裁判員の方が、こうだったんじゃないんですかという話で腑に落ちるみたいなところがありました。だから、なれてくると、さっきの質問って変だよみたいなの話も当然出てくるわけです。そういうものは、なれるにしたがって、言葉にもなれてきますし、場にもなれてくるので、やはりインプットされるものがどんどん、どんどん多くなったのは事実だと思います。

浅見弁護士

では、休憩のときの評議室で説明を受けると、あるいは質問に答えてもらうと、

こういうことでよろしいんですか。

1 番

質問というか、分かんないことに関しては聞きますので、さっきの何だったんだろ的なことから、それは裁判員同士の話と、それから裁判長に直接聞くという、そうするとこういうことです、こういうなんじゃないのかなというのがありました。

浅見弁護士

皆さんの中で、裁判官からの説明を受けたときに、それはちょっと違うんじゃないかと疑問を思ったような方はいらっしゃいますか。そういう解釈じゃないんじゃないとか。いらっしゃらなければ結構ですけど。

2 番

裁判員も複数名いるので、みんなとり方がやっぱりそれぞれあって、何となくは共通したものがあって評議に入るんですけど、その前に裁判長とか裁判所の方が説明してくれて、ああ、やっぱりそういうことかみたいなことなので、全く違うとかという印象はないんですけど、そこで改めて論点を整理するとかということになると思います。

浅見弁護士

ありがとうございます。ほかの方はよろしいですかね。じゃ、あとはちょっと3番の方にお伺いしたいんですが、結局検察官の求刑超える判決が出てしまいました。裁判官から求刑の意味とか、あと求刑を超える判決を出すことについての何か説明とか、そういったものはありませんでしたか。つまり検察官が求刑というのを最後論告の後出すはずなんです。これが、求刑ですね。

3 番

はい。

浅見弁護士

判決がこれを上回っているわけなんですね。それについて求刑の意味とか、そういう求刑を上回る判決というのが、例えばまれであるとか、そういうような説明と

いうのはなかったですか。

3番

裁判長のほうから。

浅見弁護士

はい。

3番

ありました。

大野裁判官

求刑ってどんなふうの説明ありました，検事の意見って。例えばそれは上限，拘束力がある，そこはもう上限なんですよねとか，あるいはそこには拘束されなくていいですよねとかという，いろんな説明があったと思うんです。なかったんですか。その求刑，検察官が意見を言うということ自体がですね，どういう意味を持つかということについては何か言っていましたか。

3番

何か言っていたけど，覚えていません。その求刑しか覚えていない。

司会者

浅見先生，いいですか，それで。

浅見弁護士

結構です。ありがとうございます。4番と5番の方に伺います。調書と実際の証人のお話という話が再三出ていましたけれども，被害者について証人尋問で直接聞きたいというような気持ちになったことはありましたか。

5番

それはすごく思いました。思ったんですけど，被害者の方は顔も見たくないというようなことをおっしゃっていたので，仕方がないのかなと思いました。

4番

同じです。

浅見弁護士

例えばどんなことを聞きたかったんですか。

5 番

夜だったんですけども、襲われた時間が夜だったんですけども、そのときどのぐらいの恐怖を感じたのかということと、被告人に対する気持ちを聞きたいんです。どうしても日本の裁判は、日本では仕返しができない、日本だけじゃないんですけど。被告人に対する刑ではなくて、被害者の方に納得していただける刑を何とか科したいという気持ちがあったので、被害者の方が来ていただければよかったかなという気持ちはありました。

浅見弁護士

ありがとうございます。このくらいにいたします。

司会者

そうですか、ありがとうございます。よろしいですか。本当に長時間ありがとうございました。